

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松原市長

公表日

令和3年3月11日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 ＜予防接種法関係＞別表第1第10の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ＜特措法関係＞別表第1第93の2の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67の2条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ①情報照会【法別表第2における根拠】 ＜予防接種法関係＞ ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第2欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施」(第16の2の項)、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収」(第17、第18、第19の項―実費の徴収ができるのは第18の項のみ)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ＜特措法関係＞ ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第2欄が「特措法による予防接種の実施」(115の2の項)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 ②情報提供【別表第2における情報提供の根拠】 ＜予防接種法関係＞ ・第3欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第4欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」第16の2・第16の3の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2・第12条の2の2 ＜特措法関係＞ ・第3欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第4欄が「特措法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」(第115の2の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種対象者
その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施を行うため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◎識別情報 : 対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報 : 本人への通知等の送付先として必要なために記録 ◎業務関係情報 : 対象者の予防接種情報に基づき、健康管理、医療機関への支払い等を行うために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	健康部 地域保健課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (窓口課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 (予防接種実施医療機関) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、団体内統合宛名システム)	
③使用目的 ※	予防接種対象者の抽出、接種券の発行、接種情報の管理、接種済書の発行	
④使用の主体	使用部署	健康部地域保健課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1 4情報の組み合わせをキーに健康管理ファイルの検索を行う。 2 本人の住民情報をもとに接種対象者であるかを確認する。 3 予防接種を受けた者が接種した予防接種情報の入力を行う。 4 予防接種実施状況の入力完了後に、接種対象者や既接種者、未接種者情報などの検索や照会を行う。	
	情報の突合	氏名、性別、生年月日、住所の4情報で突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件	
委託事項1	システムの運用・保守	
①委託内容	システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通ジャパン株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	松原市個人情報保護条例の厳守及び業務委託契約に基づく一切の義務の厳守
	⑥再委託事項	保健事業支援システムの運用・保守
委託事項2～5		
委託事項2	保健事業支援システムの改修業務	
①委託内容	予防接種法の改正等に伴う保健事業支援システムの改修	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通ジャパン株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	松原市個人情報保護条例の厳守及び業務委託契約に基づく一切の義務の厳守
	⑥再委託事項	予防接種法の改正等に伴う保健事業支援システムの改修
委託事項3		
委託事項4		
委託事項5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	①予防接種法関係 ・第3欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち 第4欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」(第16の2の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 ②特措法関係 ・第3欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち 第4欄が「特措法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」(第115の2の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2
②提供先における用途	①予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって、主務法令で定めるもの ②特措法による予防接種の実施に関する事務であって、主務法令で定めるもの
③提供する情報	①予防接種事業関係情報であって、主務省令で定めるもの ②特措法による予防接種事業関係情報であって、主務法令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松原市に住民登録している法定接種対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	予防接種法関係 ・第3欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち 第4欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」第16の3の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって、主務法令で定めるもの
③提供する情報	予防接種事業関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松原市に住民登録している法定接種対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供の求めがある都度

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

No	項目名	項目制限
	(正式名称30文字)	
-	西暦年度	DS3: 西暦年
-	宛名番号	O: 整数
-	接種日	DN1: 和暦年号年月日
-	更新者	JD: ユーザーコード
-	更新日	DS1: 西暦年月日
-	更新時間	HI: 時分秒
1	性別	M: 名称テーブル
2	接種種別	M: 名称テーブル
3	接種回数	O: 整数
4	接種判定	M: 名称テーブル
5	接種日年齢	T1: 何歳
6	年度末年齢	T1: 何歳
7	基準日年齢	T1: 何歳
8	受診時国保区分	M: 名称テーブル
9	請求日(月)	DS2: 西暦年月
10	実施医療機関	K: 医療機関
11	問診医	M: 名称テーブル
12	接種医	M: 名称テーブル
13	接種番号	O: 整数
14	接種会場	M: 名称テーブル
15	メーカー(製薬会社名)	M: 名称テーブル
16	Lot.No	N: 全半角文字列
17	接種量	Z: 小数2桁
18	未接種理由	M: 名称テーブル
19	対象外判定	M: 名称テーブル
20	予診フラグ	O: 整数
21	特記事項	N: 全半角文字列

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 個人情報の保護、秘密等の保持、作業場所、個人情報の適正管理・廃棄・消去、再委託の禁止、複写等の禁止、目的外使用の禁止、契約終了後の返還、事故報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	松原市が再委託の承諾をしたときは、委託契約により負うことになる個人情報の保護に関する責務や、松原市個人情報保護条例の厳守を義務付けている。	
その他の措置の内容	委託契約の仕様書において、委託先業者にプライバシーマークなどの認証を取得することを要件にしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり</p> <p>2) 発生なし</p>	
	その内容		
	再発防止策の内容		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 健康部 地域保健課、総務部 政策法務課 電話072-334-1550(代)
②請求方法	個人情報開示請求書等により請求先に届け出による方法。 (請求の問い合わせについては、健康部 地域保健課、請求の手続きについては総務部 政策法務課)
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 健康部 地域保健課 電話072-334-1550(代)
②対応方法	—

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年3月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	